

門総人第786号
平成22年11月17日

門真市職員労働組合
執行委員長 西本 孝雄 様



門真市長 園部 一郎



年末一時金等について（回答）

1. 基本賃金について

- (1) 給料表については、平成23年1月1日から、国に準じ引下げ改定を行う。再任用職員についても同様とする。また、平成18年3月31日の給料月額との差額を保障されている職員についても、算定基礎となる給料月額を平成23年1月1日から引き下げる。なお、非常勤嘱託職員等については、今回の給料表の改定には含まれないため、現行通りとする。
- (2) 55歳を超える課長級以上の職員の給料月額及び管理職手当の1.5%減額は、平成23年4月1日から、実施する。
- (3) 平成22年4月からの官民較差に関する減額調整措置については、実施しない。
- (4) 超過勤務手当について、平成23年4月1日から、月60時間の超過勤務時間の積算の基礎に、日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含める。

2. 年末一時金について

- (1) 本年12月の期末手当として、1.35ヶ月分、勤勉手当として0.65ヶ月分、合計2.00ヶ月分を12月10日に支給する。

なお、来年度以降は、支給月数の再配分を行い、6ヶ月期の期末手当を1.225ヶ月分、勤勉手当を0.675ヶ月分、合計1.90ヶ月分とし、12ヶ月期の期末手当を1.375ヶ月分、勤勉手当0.675ヶ月分、合計2.05ヶ月分とし、年間支給月数を3.95ヶ月分とする。

次に、再任用職員にあっては、本年12月の期末手当として0.80ヶ月分、勤勉手当として0.30ヶ月分、合計1.10ヶ月分を、12月10日に支給する。

なお、来年度以降の支給月数は、6ヶ月期の期末手当を0.65ヶ月分、勤勉手当を0.325ヶ月分、合計0.975ヶ月分とし、12ヶ月期の期末手当を0.80ヶ月分、勤勉手当を0.325ヶ月分、合計1.125ヶ月分とし、年間支給月数を2.10ヶ月分とする。

- (2) 役職段階別加算制度については、職員給与に係る制度の問題であり、廃止することは困難である。
- (3) 非常勤嘱託職員等については、平成22年10月に新たに条例を施行したところであり、一時金については支給しない。
- (4) 地方自治を擁護する立場に変わりはない。

3. 住居手当について

平成23年4月1日から、持家世帯主に支給されている2,500円を廃止し、家賃を支払っている職員に支給される最高限度額を20,600円から27,000円に引上げる。

4. 給料カットについて

現行の2.5%から8%の給料カットについては、平成23年3月31日に終了できるよう強い決意をもって最大限努力したい。

5. 給与構造改革の残課題について

- (1) 平成 18 年 3 月 31 日の給料月額との差額を保障されている職員については、平成 23 年 3 月 31 日をもって当該保障を終了するが、給料の急激な減額を緩和するため、段階的な調整措置を講ずる。具体には、保障されるべき差額について、平成 23 年 4 月以降、一年につき 25% ずつ減額する措置を講じ、平成 26 年 3 月 31 日をもって調整措置を終了する。
- (2) 地域手当については、当面は現行の 12% とするが、人事院規則において、本市における地域手当が 15% であることは認識しており、今後も改善に向け努力していきたい。
- (3) 中途採用者の前歴換算については、引き続き検討を重ねたい。
- (4) 課長補佐級への登用については、今年度も実施したところではあるが、スタッフ職の活用など職制の課題などについて、引き続き検討していく。
- (5) 給与構造改革に伴う残課題については、引き続き努力していきたい。

6. 長時間労働問題について

保護課をはじめ、恒常的に長時間労働が行われている実態は把握しており、現在行っている「ノー残業デー」の一層の定着や、緊急時における非常勤嘱託職員等の柔軟な活用など、あらゆる対策を検討し、職員の健康維持増進に努めていきたい。

7. 協会けんぽへの移行における非常勤嘱託職員等の処遇について

大阪府市町村職員健康保険組合から、いわゆる協会けんぽへの移行に伴い、掛金負担が大きくなる一方で、本年 10 月に新たな条例の施行により、報酬等について一定の見直しを行ったところである。今後についても、付

帶決議を念頭に府下状況の動向を見ながら、雇用者責任を果たす立場で、
引き続き努力していきたい。

また、非常勤嘱託職員等の検診については、定期健康診断における受診
対象者の拡充など制度充実に向け検討していきたい。

8. 非常勤嘱託職員等の勤務条件について

非常勤嘱託職員の育児休業等については、国に準じた制度の整備を検討
していきたい。

また、非常勤嘱託職員等の年次有給休暇についても、実情に応じた休暇
制度を構築するため、時間単位で取得できるよう検討していきたい。